

総務委員会会議録

令和6年11月1日(金)
(開会) 10:00
(閉会) 11:31

【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報公開について

【 報告事項 】

1. 第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)の策定について (総合政策課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。先日の委員会で資料要求がありました資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

前回の委員会で資料要求を受けまして、今回お出しております資料について説明いたします。今回お出ししております資料につきましては、印刷の業者様のほうから提出されております「印刷業務の指名競争入札(見積)における参加資格の見直しと印刷業務の指名競争入札(見積)における最低制限価格の制定に関する要望書」を資料として添付いたしております。令和4年10月21日付で飯塚市長宛てに提出されたものでございまして、内容については、中に書いてあるとおりでございますが、印刷の発注に関すること、それから最低制限価格の制定についての要望書となっております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○赤尾委員

資料ありがとうございました。まず、この要望書の内容について、何点かちょっと質問させていただきますが、その前提に、この印刷業務の業種、品目、区分、要はその発注区分は現在どのようなになっているのか、教えてください。

○契約課長

指名願の印刷業務につきましては、指名願の物品・役務業者名簿の「印刷・写真」に希望順位を1位として登載され、発注する案件の取扱品目に登録がある業者を選考することといたしております。

○赤尾委員

今、印刷・写真とおっしゃいましたかね。その前の大きな工事区分というか、業種区分というのがございませんか。

○契約課長

名簿といたしましては、大きくしますと、物品・役務ではございますが、印刷については物品の名簿に登載されております業者様で、その中の業種が印刷・写真ということになります。

○赤尾委員

その物品の中の印刷・写真という、また小さな区分があって、そのことだと、この印刷業務ですね。そこに指名を出されている業者さんというのが何者ほどあるのか教えていただきたい

いのと、例えば、通常入札に参加する際に、入札参加申請を市のほうに出して、市のほうでそれを審査し、問題がなければ晴れて指名業者となると思うんですけど、そこに条件があるのかどうか、教えてください。

○契約課長

まず、印刷の指名業者、現在の令和6年度の登録業者につきましては、印刷・写真の区分に21者登録がございまして、そのうち、印刷・写真の業務を希望順位1位としている業者が17者ございます。

それから、指名願の登録に対する条件でございますが、特段、印刷業務に関して要件は定めておりませんで、ほかの業種と同じように、飯塚市内に事務所を構えていらっしゃる業者ということで登録をさせていただいております。

○赤尾委員

市から問うているのは市内なのか市外なのか、そのぐらいのことで、ほかのことに関しては大きな要件はないということですね。分かりました。

要望書の中身に入っていきますけど、要望書の1ページに、「印刷機の設備を自社で保有していない」という文面というか、言葉があるんですけど、印刷業務なんで、当然印刷機があるものと一般的には考えるんですが、印刷機の設備を自社で保有していない業者が半数ほどあると。このことを市は実態把握されているのでしょうか。

○契約課長

印刷業務につきましては、名簿のところでも物品の名簿というふうに申しましたけども、飯塚市におきましては、印刷については物品ということで発注いたしておりますので、印刷機の保有の状況について、調査は行っておりませんので、把握はいたしていません。

○赤尾委員

この指名業者の中には印刷機を持たれているところと持たれてないところと存在するということですね。ということですよ。この要望書の内容を正とするならばそういうふうな記載になっているんですが、仮に、印刷機の設備を要しない、印刷機を保有していない業者さんは、この業務をどうやって履行するんですか。こなしていくのでしょうか。

○契約課長

先ほども少し申し上げましたが、飯塚市におきましては、物品として発注をしておりますので、仕様を満たす物品の納入を求めるということで発注をいたしておりますので、各業者の皆様が発注した物品をどのように準備し、市に納入するかについては、把握はいたしていません。

○赤尾委員

では、あくまで物品の納入を目的としているので、その成果物が出てくればいいと。その過程というのは重要視していませんよという答弁でよろしいですかね。分かりました。

次に、要望書の中に同じく記載があるんですけど、「最低制限価格が制定されていないため」という一文があると思います。2ページの中段の少し上の部分。読み上げますと、「市発注業務を大手激安印刷会社に印刷を外注し行うコストは、我々と比較にならないほど低額で済むことは容易に想像できます。」これは多分、今質問した内容だと思うんです。印刷機を持たないところがどういうふうに成果物を調達して納入しているのかということだろうと思うんです。

その次に、「最低制限価格が制定されていないためこの不景気の真っ只中であっても多くの利益を捨て、少しでも赤字に近づけた業者のみが落札されるという異常な状態に突入しています。」という文言があるんですけど、これに対して、この異常な状態、これに関して、市としては具体的にどのような状態にあると考えているのか教えてください。

○契約課長

この要望の提出者の方が少しでも赤字に近づけたとか、異常な状態ということで言うてあることの真意についてはちょっとはかりかねるところはございますが、一般的には、今印刷の業

界でいろいろな形態の印刷の発注であったり、業態ができて、そういったところは参入してきているということからすると、市内の印刷の業界において、競争性が高まっている状況ではないかというふうに推察いたしております。

○赤尾委員

競争性が高まっていて、金額は低下しているとか下がっているという状況にあることを、何と言いますか、問題視はされていないというような答弁だと認識してよろしいですか。

○契約課長

競争性が高まるということ自体が悪いものではないと。市の発注の目的が、競争をしていたら、同じ物についてはより少ない経費で最大の効果を得るという原則がございますので、その点から言えば、競争性について高まっていることが悪いことというふうには思っておりません。

○赤尾委員

今答弁いただきました、より少ない経費で最大限の効果でしたかね、その「より少ない経費」の定義とは何ですか。

○契約課長

物品の場合で申しますと、こちらの市のほうが求める品質などについて、仕様を定めて、それに見合ったものを納入していただくというような形で入札を行っておりますので、市側が求める品質について、より安く、その品質に合致したものを納入していただくところが、最小の費用でこちらの求める物を提出いただくという意味というふうに考えております。

○赤尾委員

私がちょっと個人的に考える「より少ない経費」というのは、市が再三掲げています地元業者の保護・育成とか、そういった観点から、最小限、例えば、会社の経営が維持できるような経費ぐらいは残る、そういうような金額帯で受注するというのが、「より少ない経費」だろうと思うんですね。今の課長の答弁を聞いていますと、幾ら競争が激化、競争の原理を働かせるということは私も重々大事なことと思っておりますけど、それが激化し過ぎて、例えば、価格破壊とかいうことにつながった場合も、それは市としてよしとするわけですか。

○契約課長

仮に物について、競争が激化し過ぎて、例えば工事とかのほうの例で言うと、競争が激化し過ぎて、それをもって安く業者さんのほうが対応しなければいけないということで、それで納入する物であったり、そういった物で品質が低下するということになってはいけないというふうに感じておりますし、業者さんのほうが赤字になるということ、市が望んでいるわけではございません。

○赤尾委員

当然のことなんでしょうけど、品質も当然大事ですと、業者さんの保護の観点も重要視して、両方大事にしていますということなんでしょうね。けど、最低制限価格というのは設けられてないんですね。後からもこのことには触れますけど、ということですね。分かりました。

では、本市の入札方式で、これも記載があるんですけど、要望書の中に「市内業者優先・分離分割発注」という言葉が出てくるんですよ。これは2ページ目中段のちょっと下ぐらいになります。読み上げますと、「このような状態で行われる競争が公正かつ公平な競争であるとは思えませんし、このような状態は、市の入札方針である市内業者優先・分離分割発注と言う面でも、正しい姿ではないと確信しています。」という言葉がありますが、「市内業者優先」というのはもう読んで字のごとく、すぐ分かるんですけど、この「分離分割発注」というのは実際どういうことを言っているのか教えていただきたいと思っております。

○契約課長

分離分割発注については、工事を例に挙げると分かりやすいかと思いますが、例えば、建築

物を建てる際に、電気工事や空調工事など、専門分野に分けて発注することや工区を分けて発注することを意味するということと考えますが、それによって受注機会の確保が広くできるというものと認識しております。

○赤尾委員

今の業種、今まさに今日協議しているこの業種の区分に関しては、それというのは働いているんですか。

○契約課長

印刷の業務で言いましたら、飯塚市において、そのような大きな案件というのは、もうほとんどないと言っていいぐらいですけども、例えば、デザインからしていただいて、出来上がったデザインをまた印刷するという業務があった場合に、例えばデザインをする部分、それと印刷する部分というのを分けるということが、印刷業務における分離分割発注ではないかというふうに考えております。

○赤尾委員

現在そこは、例えば、物すごく分かりやすく言うと、成果物をそのまま納入される業者さんと、要は何と言いますか、知的成果物と言いますか、デザインであったり企画を練ったりとかですね、そこというのは分けられている、すみ分けされているという、そういう区分をしているということで、されているんですか。

○契約課長

物品の登録の業種の中で、先ほど冒頭に言っておりますけど、印刷・写真という業務の中で、第1希望が十何者かいらっしゃるということで、印刷・写真の業務の中に、またさらに小さな区分で「取扱品目」というような形で区分をいたしております、その中に例えば、「一般印刷」という項目であったり、「企画・編集デザイン」というような区分がございまして、それについてこの登録された業者様が自社でできるというものについて登録をさせていただいておりますが、例えばその中で、企画のデザインの編集の業務を発注するというのであれば、企画・編集デザインの取扱品目が可能というふうに登録していただいている業者様を指名するというような形で行っております。

○赤尾委員

物品の中に印刷・写真があって、そのまた下層に、例えばその、何でしたっけ、一般印刷と、何でしたっけ、企画・編集とかがあると。じゃあその印刷・写真という部分で発注する場合はそこがもう一緒くたに入ってくるわけですか、業者さんが。そういう理解でいいんですかね。

○契約課長

例えば、封筒に名前を、「飯塚市役所」という名前を入れて、名前が入った封筒を納入していただく場合には、区分といたしましては「一般印刷」というところの区分に登録がある業者様を指名するということとなりますが、例えば何かしらの、一からポスターなりのデザインが必要な物を発注するというような案件がある場合には、「企画・編集デザイン」のところの登録のある業者様を指名するというような形で行っております。

○赤尾委員

例えば、もう規格が決まっているか、もうデザインが決まっているものが「一般印刷」で、それを発注する際は、例えば企画だったりデザインとかをされる会社さんも一緒に入ってくるわけですね。ですよね。

○契約課長

先ほど申しましたように、一般印刷、企画・編集デザインなど、幾つか取扱品目の区分がございまして、そこについては、各業者様ができるものについては登録してありますので、登録している業者様が一般印刷と企画・編集デザインの両方に登録をしておれば、それぞれの案件のときに指名をするというような形になります。

○赤尾委員

よく分かりました。ただ、その説明を受けても、やっぱり印刷物を、要は成果物として指示された物を納入すると、この業者さんと、やっぱりデザインとか企画を練る、要は知的な部分を得意とされる専門業者さんと、これが一緒の土俵というのがどうもちょっと腑に落ちないんですけどね。分かりました。

次に行きますけど、要望書の中に、すみません、この要望書自体が令和4年10月21日の日付で提出されたのか、受け付けられたのか分かりませんが、この要望書の中を見ていくと、2ページの下から3行目の所、「本要望と同様の趣旨の陳情書を平成30年9月に当時の議長宛に提出し、」とあるんですね。だから現在まで最低でも2度の要望が、要望なり陳情が上がっているということなんでしょうけど、この際に市が取った対応というのはどういった対応を取られたんでしょうか。

○契約課長

平成30年に陳情があったということでありまして、その際には、内容といたしましては、印刷設備の保有を指名業者の条件とすること。それから、印刷物のデザインと印刷等に分けて発注することについて、2点の要望がっております。それについて、印刷設備の保有を条件とすることにつきましては、市においては、あくまでも物品を納入することを求めています、これに関して、設備の保有の条件をつけることは難しいというふうに判断をしているところです。

また、印刷物について、デザインと印刷とに分けることにつきましては、現状の、過去からもそうですけども、飯塚市において、金額が大きくてデザインと印刷に分けるような、デザインの部分で発注をかけるような、契約課で行っている入札の案件がほぼない状況でございまして、その対応については難しいというふうに考えております。ただ、いろんな業務がございまして、その中で、印刷の業務について、区分して発注できるものについては、可能な限りそのような分離分割発注、いろんな条件が、例えばその発注の時期であったり、その期間など、いろんな条件がありますが、そういう条件をクリアできて、印刷を別にすることができる場合については、別で、分割で発注するというようなことは行っております。

○赤尾委員

市の見解としてそういう見解だということは分かったんですけど、例えばこの陳情を上げられた、要望書を上げられた、何ですかね、この要望書に関しては、飯塚地区印刷会社の会という組合みたいなものなのかもしれませんけど、ここに対してどのような対応をしたかですよ。どういう対応を取られたか、それを教えてください。

○契約課長

提出者に対して、特段回答するなどの対応は行っておりません。

○赤尾委員

こういう要望書とか陳情が上がった場合、その回答をきちんと書面なり何なりで返すことが、私はちょっと一般的だと思うんですけど、それを返さないというのは制度上問題ないんですか。

○契約課長

飯塚市で要望書などを受けた場合に、それについて回答するというような決まりにはしてないというふうに認識しております。

○赤尾委員

そうなんでしょうね。だからこの組合側というのは、その後どういふふうになったんだろうかというところをいまだに聞かれているという状況でしょうね。分かりました。

次に行きますけど、この要望書の中で、要望の具体的内容を4つの項目で示されておりますけど、この4つの項目に対して、現在の市のお考えをちょっと教えてください。

○契約課長

先ほどからの回答と重複するところもございますが、4点要望を頂いております。そのうち1番から3番につきましては、発注の要件に関する要望であると。それから4点目については、最低制限価格の導入を要望されているものと、大きく2点ございますが、まず1番から3番の発注要件に機器の保有を条件とする提案でございますけれども、物品の納入に関しましては、求める物品を適正に期限までに納品していただくということで入札を実施いたしておりますので、設備の保有を指名登録の条件とするということについては考えていないところでございます。

また、最低制限価格の設定に関しましては、現在飯塚市が物品の発注ということで行っておりますが、物品の発注においては最低制限価格を設定することができないということになっておりますので、現状のままの発注で行っていきいたいというふうに考えております。

○赤尾委員

物品では最低制限価格を設けることができない、それは制度上の問題ですか。

○契約課長

最低制限価格を設けることにつきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に規定がございまして、最低制限価格を設けることができるものは、「工事又は製造その他についての請負の契約」というふうに明記されておまして、物品についてはこれに該当しないことから、最低制限価格を設定することができないものでございます。

○赤尾委員

分かりました。

この要望書ですと、私が細部にわたるまでちょっと見させていただいた感想としては、まず一つ、要望の趣旨としては2つだろうと思うんですね。一つが適正価格での入札を実施してくださいという要望と、恐らく今の落札金額というのがもうかなり、先ほど私が言いました最低限会社を経営していけるぐらいの経費を残す価格になってないだろうと、ずっとそれを下回っているだろうという印象なんです。まずそこが1点。もう一点が、やっぱり物品という科目の中の指名業者さん、この中にやっぱり違う業種が入っていますよと訴えたいんだろうと思うんですね。というのが、先ほどからずっと議論させてもらっていますけど、成果物をそのまま納入する、製造して納入する業者さんと、知的成果物という形の業者さん、そういうところを得意とする業者さんというところで、多分混在してあるんで、ここは差別化してくださいよというような要望書に見えるんですね。これに関して、市は今後、いろいろこの要望に応えるべく、いろいろ制度とかそういったものを変えることというのは可能なんですか。

○総務部長

先ほど来、ご質問いただいておりますけれども、まず大前提として、今回業者さんのほうから直接的な要望が出されておりますけれども、この要望について、全てにおいてかなえる方向で検討するということは、もちろん入札の執行の立場もございますので、そういったことは検討はいたしかねるものがひとつございます。

それから、先ほど課長のほうからも、「最小の経費で最大の効果を」という話をしましたけれども、これには当然前提条件がありまして、地方自治法上では「住民の福祉の向上に努めるとともに」という頭がついております。そういうことから、例えば最小であればとか、少なくなれば、業者さんが困っていいとかいうこともございませぬし、あるいは業者さんを助けるために住民の方の税金を使って、一般よりも高い金額で納入を求めるといったこともできかねるものでございます。

委員のほうから最低価格とかダンピングが生じているんじゃないかというようなご懸念があるんだろうとは思いますが、印刷の業界におきましては、まず一つは我々のような小さな自治体におきましては、印刷物がかなり減っております。印刷物が減ることによりまして、従来、地元の業者さんに発注していた発注案件自体も少なくなっているのです、そのことをもって発注が少なくなっているというのが一つ。それから、印刷業界の仕事のやり方が変わりました

て、自社で印刷機を持つよりも工事とかでもそうですけども、リースしたほうが安いというような同じ考え方で、印刷機を大手で持っているところに安価に発注して、印刷自体をアウトソーシングするほうが安いといった考え方で運営されている新しい形態の印刷業者さんが増えてきた。そういう印刷業者さんが、従来なかった形なんですけれども、準市内業者として市内に事業所を構えて受注を受けるようになったと。そういったことで競争が生じているというのは一つございます。ただし、ご懸念されるダンピングとか、すごく低廉な価格で競争が繰り広げられているかということにつきましては、県下の状況を見ましても、例えば市報の印刷のページ単価あたりを追っていきましても、他市と比べて飯塚市がすごく悪い環境にあるといったことも見受けられない状況ではございます。県とか、大きな自治体におきましては、一定程度の市内業者の保護の観点から、自社で従来どおり印刷をしている業者さんの保護のために幾つかの条件をつけて発注しているといったような事例も見られます。ただし、先ほどご案内しましたとおり、例えば県とかでありますと、県単位で発注する印刷物とかいう物ははまだ大量にありますので、そういったところにおいてはそういう施策も取り得るのかなとは考えておりますけども、現在の飯塚市の印刷物の発注の状況におきましては、それを分けて発注すること自体がどういった影響を生むのかといったことも併せながら、検討はしていきたいというふうに考えております。

他市との金額の状況等につきましては、引き続き研究をしまして、後刻また委員会の皆様にお知らせできるように準備はしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○赤尾委員

よく理解もするんですが、私が単純に思うのは、私は建設業界出身ですので、思うのが、やっぱり知的な部分に携わる業者さん、そこを専門とされている方は、建設の業界で言うと設計なのかと思うんですね。実際、設計図に基づいて建物を造る施工者、これがまた建築だったりとか、設備業者さんに分類されたりとかするんでしょうけど、それを私が元いた業界で一緒くたにされると、そこはそこで多分同様の不満、不平不満を漏らすであろうと、私自身も思うんですね。まずその物品の定義、納品すればいいと、成果物をもらえればいいんですよ、その過程というのはもうあまり重要視しませんという、そこにちょっと問題があるように思っています、やっぱり印刷企業、設備投資して、据え付けてですよ、それを扱う技術者を雇用して、懸命に印刷物、成果物を作ることに懸命に経営されているその業者さんと、印刷機も持たない、印刷機が必要ないから技術者も雇用する必要がないと、外注して、さっき総務部長が言われましたアウトソーシングで入手した物を成果物としてポンと市に納品するのと、これを同じ平等にはかることができるのかと、そこにやっぱり疑問は感じるわけですね。

今後はいろんな、私もこういうやり方がいいんじゃないかというような考えも少し出てきておりますので、次回以降、ちょっとまた調査を深めさせていただきますので、今回はこの程度でとどめたいと思います。ありがとうございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

る説明ありがとうございます。ちょっと私も分からないところがあるんで1つお伺いしたいと思いますが、市のほうに希望業種分類表ですかね、物品の中の印刷・写真、その中の小分類として品目ですね、先ほどからお話がありますけど。一般印刷からずらずらっと、電算帳票印刷、10項目ぐらいありますけども、先ほどからお話しになっているのは、一般印刷の、紙に印刷する部分だろうというふうに思いますが、その中で「企画・編集デザイン」というところがあります。この方々が受注したものを、印刷は外注になるんでしょうけども、それを市内業者を使ってやってくれというような規制といいますか、そういう形で依頼をすることは可能なかどうか、お尋ねいたします。

○契約課長

発注したものを、印刷の部分は市内業者をとということで、それを直接的に条件とすることは難しいというふうに考えております。工事のほうなどでも、例えば工事でいえば特記仕様書の中に、可能な限り市内業者を優先でやってくださいというような文言はありますけども、やはり各社で取引の実態であったりとか、そういうものがございますので、条件をつけるというのは難しいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の話なんですが、設備の保有に関しては把握してないという話がありましたけれど、以前から把握してない、一時期何か把握していたように思ったりはするんですが、そこらへんはいかがなんでしょうか。

○契約課長

今現在は、指名の登録において出している申請書の中にそのような項目は設けておりませんが、かなり過去、飯塚市において、申請書の中に保有している印刷機というのを書いていただくというような様式がございましたが、その当時においても、その印刷機があるかというような、具体的な、現場に行ってみるとかというような調査は行っていないというような状況です。

○江口委員

要望書にあります印刷機の保有の有無について、ある程度判断基準としていただきたいというのは、私はよく分かるんです。そこを考えたときに、物品ではなく、印刷を役務と捉えること。そうすると、そこで現実にはできること、それが提供できるかどうかというのが基準となり得るとは思うんですが、役務であればその条件を付すことは可能ですか。

○契約課長

飯塚市では今印刷を物品で発注しているということで、役務ですということとは、役務といえば、例えば編集などの作業、発注する際に役務というような分類はできるかなと思いますが、印刷について、それを役務にするということは、ちょっと今考えてみて、できるのはちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えています。

それで、仮に役務に仕事を分類したとしても、それが役務になったから印刷機の保有を条件にするというのはまた別の考え方になりますので、印刷機を保有にすれば、逆に言うと、印刷機を持ってないところはこの業務に入れないというような形になりますので、発注の形態が物品であるか役務であるというのは、ちょっと別の問題かなというふうには認識しております。

○江口委員

他市の状況の中で、印刷は全て物品であり、納入してもらえればいい。他市でも同様に取り扱っているというふうなことでしょうか。役務で取り扱っているところがあったりとか、印刷機の保有というのを条件に付しているところはないという理解でいいのか、それともそこについては全く調べてないということなのか、どちらですか。

○契約課長

詳細にその実態について、調査は行っておりませんが、例えば福岡県であれば、印刷の業務に登録する際に、印刷機の保有というような条件をつけているというような事例がございます。また、物品で発注する、それから、ほかの形態でというのは、そこそこの自治体によって状況が異なりますので、各自治体において判断して設定されているところはあるというような認識はございますが、詳細な実態については把握いたしていません。

○江口委員

最初のほうの説明で競争性が高まっているというお話がありました。ただその競争性が高ま

っているというのは、ある意味、同じ土俵という意味ではないんだけどね、やっぱり、それがそうだよねと思えるような条件であるべきだと思うんです。ところが、今は、これについては何ら印刷機の保有は条件にしていらない、例えばデザイナーとかそういったのを確保しているかどうかも条件にはしていないわけですよ。そうすると、ある意味、どなたかが市内に事務所を構えて、1人なんだけれど、私は印刷業をやりますという登記をすれば、ある意味入って来られるわけですよ。そして現実には、その方は飯塚市の市民じゃないかもしれない。例えば福岡市民の方とかが飯塚市に事業所をつくりました。A印刷という名前で登録をしました。そして印刷業者として参入することが可能であるわけですよ。そして現実を受注したら、ここに書いてある大手激安印刷業者に、受注した分をそのまま渡して、印刷をしていただいて、納入していただいて、ある意味、なりわいをやるということが可能ですよね。可能であるかどうか、お聞かせいただけますか。

○契約課長

本市の指名の登録の基本的な条件としましては、飯塚市内の業者という条件であれば、市内に本社を置いて1年以上営業を行っていることというような条件がございまして、そのほかに経営者の方が市内の方であるなどの条件はございませんので、委員がおっしゃいますとおり、市外の方が飯塚市内に本社を設けて、その営業を1年行った後に、飯塚市のほうに指名登録することは可能というふうに考えております。

○江口委員

それは正しい競争と言えるのかというところが問題だと思うんです。

あと、そうやってやっていくと、ある意味、印刷設備を持っているところに関しては、当然のことながら競争性という意味では厳しいんだと思うんです。それだけの設備投資をしているから。飯塚市内に本社を置いても、例えば事務所を置くだけでいいのであれば、家賃があつてというところで、非常にコストが安く運営できるかもしれません。そうすると、そういった方々がいっぱい来ると、今17者と言われたけれど、これから100人そういった方が出てきて、100者できましたと。そこで競争しますかと言って、それで競争性が高まった、万歳というふうな形で言えるのかというと、私は、それはいかななものかと思うんです。実際にそのサービスというか、印刷というのは、私はサービスと思いますので、物品というよりも役務だと思いますし、それについては、それなりの設備を持っているところにある程度の金額であれば任せるとするのは妥当な判断だと思います。ぜひその点についてはしっかり考えていただきたいと思います。

先ほど、許斐部長の話の中で準市内の業者がという話があったんですが、印刷において、その準市内の業者というのはどんな取扱いになっているんですか。

○契約課長

物品の指名登録につきましては、大きく市内、それから準市内、市外というような区分で登録を行っております。そして、指名する際につきましては、そこに登録のある市内業者と準市内業者を同じ形で指名するというような取扱いになっております。

○江口委員

そこは全く同じ取扱いということですか。

○契約課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

工事は取扱いが違うんですよね。工事が違って印刷が一緒というのは、その理由としてはどういったことが理由になりますか。

○契約課長

ずっと以前から、これは近年に取扱いを変えたということではございませんで、過去から物品

においては市内と準市内業者は同じような取扱いというような形で。その理由の一つとしましては、物品については様々な品目がございまして、例えば印刷とかであれば、それなりに市内の業者様はいらっしゃいますけれども、それ以外の、また専門的な品物などになると市内業者が極端に少なかったり、または、いないというような状況もございまして、入札を行って、競争してですね、納品していただくに当たって、物品については市内業者と準市内業者、同様の形で指名をしているということでございます。

○江口委員

市内業者は、この印刷に関しては17者というお話でしたかね。市内業者何者、準市内何者、それと市外業者、その区分を教えてください。

あとそれともう一つが、先ほど一般印刷と企画・編集デザインとありましたよね。その他幾つかあると言いましたよね。どういった区分があるのか教えてください。

○契約課長

先ほど、印刷・写真の第1希望の業者が17者いるということでお話ししましたが、そのうち、市内業者が16者、準市内業者が1者でございます。また、印刷・写真の希望業種の中の内訳としての品目につきましては、順に述べますが、「一般印刷」、それから「電算帳票印刷」、「シール印刷」、「地図印刷」、「青写真」、「カメラ等」、「磁気カード」、「企画・編集デザイン」、「写真撮影」、「航空写真」、「その他」、以上の11区分となっております。

○江口委員

17者あるんだけど、市内と準市内のみ、市外業者というのはいないですか。

○契約課長

市外の業者、ちょっと確認をしてみないと分かりませんが、市外の業者に出す、一般の印刷とかで指名するというは基本的にないので、確認すれば分かりますけど、ちょっとお時間を頂ければ確認できます。

市外の業者につきましては、54者でございます。

○江口委員

市外業者54者は、今言った16者、1者の市内、準市内の17者とは別におられるということですね。その54者に対しての発注は、現実には、例えば先ほど磁気カードとかありましたよね。そこら辺に関してはそういった54者とかに発注をしているということになりますか。

○契約課長

基本的には、発注する際に、市内業者でできるものについては市内業者に発注するというような原則で行っております。詳細な発注については、契約課で入札を行って発注している案件と、各担当課において発注する案件がございまして、担当課で発注する案件について、詳細まではちょっと把握はいたしておりませんが、過去3年、令和3年度から令和5年度までに契約課で行った80万円以上の印刷の発注において、市外業者が入ったことはございません。

○江口委員

各担当課でやっている分は分からないけれどということですね。

ちょっと事例を教えてくださいなんですが、何でしたっけ、応援券、今郵送している段階なのか、直前なのか分からないんですけど、応援券に関しては、さきの補正予算のときの質疑の中で、市内業者に発注、印刷については市内業者に発注をするというふうな形だったかと思うんですが、印刷はもう市内業者に発注されたんですか。

○行政経営部長

今お尋ねの生活応援クーポン券の印刷につきましては、市内業者に発注を行っております。

○江口委員

特殊な印刷の場合に、どうしても市内ではできないので市外にというのは分からなくはないんです。ただ片一方では、一般印刷の部分、全部が全部同じ取扱いで、市内、準市内が一緒に、印刷機の保有も何も条件をつけずにというのに関しては、いかがなのかと思っています。やっぱり、それぞれなりわいとしてやっていただくためには、それなりの設備投資なりがあっただけで済むべきだと思っていますし、例えば、デザインとかが非常に大切だ言うのであれば、その部分だけ切り分けて発注すればいいとは思いますが。やっぱりそういうところに関しては配慮していただかないと、地場業者の育成といったときに、そこにはつながらないと思っていますので、その点については十分な検討を求めたいと思います。ぜひ、現実にはどのぐらいの印刷の発注のボリュームがあつてとかに関して、先ほど赤尾委員のほうから、次回でもいいので資料をとという話がありました。併せて提出していただくと、私どもも考える機会があるのかと思っています。

もう一件入札制度について、何月の委員会だったか忘れたんですけど、解体について取り扱ったことがありました。大きな金額だと、解体においても特定建設業が必要だというふうな形で、1者しかいなかったのでも、一般のほかの業種の方々に入っていたという事例があったかと思うんですが、この特定建設業というのは、まず、特定建設業というのはどういったものなのか、その説明をちょっとお願いできますか。

○契約課長

特定建設業の許可につきましては、建設会社が許可を得る際に、普通の一般建設業の許可よりも厳しいというか、資格者の条件などが上と言ったらあれですけども、そういったような様々な条件が付されて、その条件をクリアして登録がなされているもので、一般建設業と特定建設業の違いとしましては、建設業の契約、工事を受注して、それを下請で、今の規定であれば4500万円以上の下請を出す際には、特定建設業の許可がないとできないと言った違いがあるものがございます。

○江口委員

そうですね。大きな金額の下請を出すときにはこれが必要という形だと思うんです。ですので、ある意味、建物を建てると、大きな建物だったら、例えばこの庁舎みたいに、大きな金額になって、なおかつ、いろんな、電気工事もやってもらわなくちゃいけない、管工事もやってもらわなくちゃいけない、土木工事もやってもらわなくちゃいけない。そういったときには特定建設業は必要だと思うんです。片一方で、先日の解体なんですけど、解体で下請を使うというのは、大きな金額の下請を必要とすることが果たしてどこまであるんだろうと思うんです。現実には、市内でも解体業者さんはいっぱいおられますけれど、おおよそのところ、できる限り自社でやっつけてしまおうというところがほとんどですね。そのときに、金額が大きい解体だからといって、特定建設業を必要とするのかどうか、その理由としては何かございますか。

○契約課長

現在、建築工事と土木工事以外の専門工事につきましては、設計金額が9千万円以上の場合に特定建設業の許可を持っているというような条件をつけておりますが、これについて、解体の1業種のみについて決めているのではなくて、全体のほかの、例えば電気や空調やほか多量の業種がありますが、それ全体としての制度として、特定建設業の許可を9千万円以上というのを決定しておりますので、解体について個別にそれがどうかというような判断はいたしておりません。

○江口委員

押しなべて一緒だからというのは理由にならないかと思っていて、それぞれの業種で本当にそれが必要なのかというのは検討すべきだと思うんですが、いかがですか。もう決めているんだから、全部一緒なんだから、それに従うべきだというふうな論というのはいかがなものかと思うんですが。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 56

再 開 11 : 05

委員会を再開いたします。

○契約課長

先ほどの特定建設業の許可の条件につきましては、市が発注するに当たりまして、各落札業者が下請に幾ら出すかというのは事前に分からないことから、制度として、9千万円以上の設計金額の場合は、特定建設業の許可という条件を付しているものでございます。

○江口委員

ただそれは、大切なのは基本的にその仕事をきちんとやっていただけるかどうかですよ。それが特定建設業を持っているからなのかどうかに関しては別の判断ではないかと思っています。ぜひその点について、解体業だけに限らないなら限らないでいいですよ。現実には、ご自分たちでちゃんとやれるというふうな会社であれば、きちんとそれは参加できるようにしていただきましたらと思っています。そうじゃないと、この前の案件に関しては、解体で特定建設業を持っているところは1者しかなくて、結局、ほかの業種を1位にしているところが入ってきたわけですよ。片一方で、解体だったんだけど、特定を持ってないんで参加できなかったところがあったわけですよ。そしたら、そういったときに、特定を持ってないところにも広げるというやり方も一つあると思うんです。9千万円を超しているんだけど、競争性が保たれないので、それは解体業の中で広げるとかはあり得るので、そういったことも十分考えていただきたいと思います。

○久世副市長

ただいま質問委員からご指摘いただいたわけですが、解体の業種には格付がございませんので、今回、例えば入札の公告を打つときに、失礼な話なんですけど、非常に点数の低い業者さんも入ってくるような状況が懸念されるところもありました。そして今、契約課長が言いましたように、私ども執行部としましては、やはり大きな工事については、下請を出すところから特定建設業の要件を付してきたところなんですけど、これ、実は私も課題と考えておまして、特定建設業を持っていて、下請に出すのは業者さんであって、我々には分かりません。建築は非常に下請に出す比率が高いというふうに認識しておりますし、逆に土木や解体は自社施工する部分が非常に大きいらしく。要は、地方自治体がこの特定建設業を入札の資格の要件にするのがいかになものかなど、私、感じております。よって、例えば、工事によっては我々点数はつけておりますので、格付がない分野でも「何点以上の業者さん」というふうな条件を付すこともできますので、現在それは内部で検討いたしております。今後検討してまいります。

○江口委員

ぜひ、しっかりしていただいて、早期に納得性のある形へ変更していただけたらと思っています。

あと、この入札問題について時々言われるのが、うち、いつもくじに外れるんだよねと言って、あのくじはきちんとやってくれているんだろうかという話があります。以前、くじについて説明をした機会があったとお聞きしております。ぜひ、近々において、何年かに一遍とか、毎年毎年という形じゃなくてもいいと思うんですが、二、三年に一遍ぐらいは、くじというのはこんな形でやるんで、もしよろしかったら、やっぱり不安とか不信感がある方がおられましたら見に来られませんか。それは私どももどうやってやられているのか知りませんので、見てみたいという気もあつたりしますので、ぜひそこら辺もやっていただけたらありがたいです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「情報公開について」を議題といたします。本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

この情報公開について、何度かずっと質疑を繰り返させていただきました。その中で、情報の公開を決定した後の公開の方法について、佐賀県の事例を紹介しながら、メールでの公開というやつ、メールとか、そういった直接来られなくても公開できるような手法を検討していただきたいというお話をしたんですが、その後には、それについてはちょっと厳しいというお話がありました。そのときに私のほうは、いや、そうは言っても、請求があったら誰が、そのときの理由として、請求者本人が来ているかどうか、本人にちゃんと届くのかどうか分からないという話があったりしたんですけど、請求者が誰であれ、同じことをやるわけであれば、それについては理由とならないというのが1点。

あと、大量な請求があった場合、対応がという話があったんですけど、それは例えば、来られても同じことかというふうな形で、反論ではないけど、そうではないのではないかというお話をさせていただきました。

それからおおよそ1年ぐらいたったわけですが、公開の方法に関して、それ以降、どのような検討をなされたのかお聞かせください。

○総務課長

公開決定を個人のメールでというようなことにつきまして、検討はしておりますけども、やはり繰り返し大量の情報公開請求を行うと、濫用的な請求につながる可能性、これをちょっと否定できない、これを防ぐべきがないことから、今のところ、慎重に考えているというようなところでございます。

○江口委員

全然理由が成り立たないかなと思うんですが。

次に、電子化の進展がどの程度かと、ぜひ、情報の電子化を進めていただきたいというお話をさせていただきました。その中で、業務改善の計画を策定済みなんだと。DXとかの部分で、電子化についても業務改善の計画を策定済みなんだという話があったわけなんですけど、そこらへんについて、どういった計画を立案されているのか、ご紹介いただけますか。

○総務課長

電子化の目標につきましては、電子決裁の比率を上げていくというような目標というか方向性を掲げておまして、つい先日、10月16日付の文書を出させていただきました。その時点での電子決裁比率が37%であると、今後とも推進していくようにお願いしますといったあたりの通知文を発出したところではございます。そういうことでございます。

○委員長

もう一回お願いします。

○総務課長

電子決裁比率が10月16日時点で37%でございます。

○江口委員

37%で、さらにやってほしいという話だったんですけど、目標数値とかあったりするんですか。

○総務課長

この電子決裁の比率、全部にするのはいいとは思いますが、なかなか電子化しがたい部分とかもございまして、窓口で受け付けた紙の文書を電子決裁するというのもちょっといろいろ課題がございまして、今のところ目標数値というのは定めておりません。

○江口委員

次に、会議の公開についてお話をさせていただいたことがあります。会議録は作成されているんだけど、例えば、何とか審議会があった。ホームページには何とか審議会がありましたと出ていて、会議録が載っていたりするんですよ。だけど、資料が載っていないケースがあるんですよ。とかいう話をさせていただきました。ここらへんについては、何らかのルール化をしていただけたのか、いかがでしょう。

○総務課長

こちらのほうは先日の委員会でご指摘いただきました関係で、7月19日付で通知を发出させていただいておりますが、8月1日以降に開催する審議会等の会議の公開について、変更をいたしております。指摘がございました会議の公開の周知、事前に言わないと意味がないというお話がございましたので、これにつきましてはおおむね1週間前までにホームページ等で実施を公開するように、また、会議録における議事の要旨については、発言の表記方法については原則として、「委員長」、「委員」または「事務局」等とするというような方針を発しております。ただ議事録の公開方法につきましては、会議録に会議資料を添えて必ず公開するようにと。それと併せて、おおむね1か月以内に公開をするというような通知をしております。

○江口委員

ぜひその部分を徹底していただけると、見るほうにとっては非常に分かりやすくなりますので、ぜひ、がんがん進めてください。

あと併せて、1週間前には日程をお知らせすると、ホームページに上げると言ったんだけど、それが、例えば、何とか審議会のところだけにあると、結局そこを見なくてはいけないわけです。片一方で、市のホームページにはカレンダーがあるんですよ。あそこに入っていたら、そこだけチェックすればいいんだけど、何とか審議会、全部の審議会を追いかけるかと言ったら、皆さんそうではないし、なので、ここらへんについてはぜひ、共通のカレンダー、ここを見れば1週間以内にあるものは全て分かるような形にさせていただきたい。そういった分に関してはいろんなやり方がありますので、その点については工夫をしていただきたいと思います。ぜひ、よろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)の策定について」、報告を求めます。

○総合政策課長

第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について、報告いたします。

現戦略の第2次総合戦略が、今年度、令和6年度で計画期間の最終年度となることから、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものです。

初めに、現戦略の第2次総合戦略については、移住定住施策の推進に特化した計画と位置づけておりますので、計画期間中ではありますが、この間の人口推移について説明させていただきます。

提出しております資料1-1を御覧ください。

まず、1ページですが、自然増減の推移になりますが、平成30年以降は、出生者数の減少傾向と死亡者数の増加傾向が見られ、自然減数が年々増えている状況となっております。

2ページをお願いします。下のグラフを御覧ください。合計特殊出生率の推移になりますが、本市の合計特殊出生率は、令和2年以降は1.5台で推移しており、減少傾向にはなっていませんが、国や県の合計特殊出生率と比較して上回っています。

3ページをお願いします。社会増減の推移になります。令和3年までは、転出超過となる年が比較的多い傾向でしたが、令和4年以降については、令和4年が179人、令和5年が264人の転入超過となっており、グラフに記載はありませんが、今年度も9月末時点では転入超過で推移しています。

4ページをお願いします。本市における令和3年から5年までの地域別の転入・転出者数を表したグラフとなります。右から2番目の筑豊地域については、各年ともに転入超過を維持しております。

また、その左に福岡地域の推移を掲載していますが、転出超過が続いているものの年々減少傾向で、令和5年は、転入者が1200人となり、直近10年においても転出超過数が最小の12人となっております。

6ページをお願いします。この間の総括としてまとめておりますが、自然減の傾向が進む中、近年福岡都市圏に対する転出超過数が減少し、令和4年以降は社会増に転じている要因としては、福岡都市圏の子育て世代をターゲットに実施しているPR事業の効果や総合戦略に掲げる各種移住定住施策の効果が出ているものと考えており、現戦略において数値目標として掲げている令和6年度の社会増減数をゼロ人という目標値について達成が見込まれる状況でございます。

今後も、民間開発による駅周辺へのマンション建設や八木山バイパス4車線化も一部開通されるなど、住環境の向上が期待され、転入者の増加が見込まれるものと考えております。

以上が、第2次総合戦略の進捗状況の説明になりまして、引き続き第3次総合戦略（素案）の説明に移らせていただきます。

資料1-2をお願いします。

本総合戦略は、本市のまちづくり全般に関する最上位計画である「第2次飯塚市総合計画」の下、各種個別計画との整合性を図りつつ、少子高齢化、人口減少への対応及び地方創生の充実に取り組むため、現総合戦略である第2次総合戦略に引き続き、移住・定住の推進に特化した施策を定め、戦略的に取り組んでいくための計画として策定作業を進めております。

本日お示ししております素案につきましては、市内の学生や市外から本市へ通勤する方を対象としたアンケート、また市民意識調査の結果や分析を踏まえ、庁内の専門部会において検討したものを有識者会議や本部会議を経て作成しているものでございます。

次のページの目次を御覧ください。構成については現戦略を踏襲しており、人口ビジョン編と総合戦略編の2部構成としております。

1ページをお願いします。このグラフは、社人研による本市の総人口について、第1次から第3次の各総合戦略における推計値の比較となっております。国勢調査ごとに人口減少が緩やかになっています。

飛びまして、10ページをお願いします。各種調査の概要を掲載しており、11ページから22ページまで、各調査内容の結果をまとめております。また、23ページから24ページにかけ、この結果を踏まえた分析を、25ページには、人口に関して本市が目指すべき将来の方

向を示しております。

27ページをお願いします。ここに示しているグラフにつきましては、本市の人口の将来展望でございます。令和2年の国勢調査を基にして、社人研が推計したグラフが青のグラフ、この社人研の推計を基に、本市の独自目標の合計特殊出生率や純移動数により算出した独自推計を赤いグラフで示しております。推計の算出方法の詳細は、前のページに記載しておりますが、この赤のグラフである本市独自推計を総合戦略における人口目標数値としており、次期戦略における人口目標を第1次及び第2次戦略と同様、2060年の人口を10万人とします。

30ページをお願いいたします。本ページ以降は総合戦略編になりますが、現戦略に掲げる基本的方向性を引き継ぎ、基本目標と施策の基本的方向を示しております。

32ページ以降が本編となっております。基本目標については、次期戦略におきましても、現戦略を基本的に引き継ぐものとし、「地域を元気にするしごとづくり」、「未来を創るひとづくり」、「健幸で魅力あふれるまちづくり」の「まち・ひと・しごと」に合わせた3つとしております。

この3つの基本目標それぞれに基本方針及び数値目標を定め、基本目標の実現に向けた基本施策と関連する主な取組を示しております。

まず「基本目標Ⅰ 地域を元気にするしごとづくり」につきましては、数値目標を生産年齢人口と市民の平均所得額としております。

基本的な方針を「大学、企業、関係機関との連携のもとデジタル人材や即戦力となる人材確保に向けた人材育成に取り組み、企業進出促進や創業環境整備を進め、地域経済の活性化を促進し、新製品・新技術の開発、販路開拓の支援による地場企業の育成や多様な人材が市内企業で活躍できるよう就労支援や雇用環境の充実を図ること。」とし、基本施策として、「地場企業の育成」及び「企業立地の促進及び創業の支援」を掲げ、推進すべき主な取組とそれに関する目標達成指標（KPI）を示しております。

35ページをお願いいたします。「基本目標Ⅱ 未来を創るひとづくり」につきましては、数値目標を年少人口と出生数としております。

基本的な方針を「子育て世代の移住・定住を促進するため、すべての妊産婦・こども世帯・こどもに対する一体的な相談支援を行う体制を構築と多様化するニーズに応じた保育サービスの充実を図ること。また、学力向上を最重要課題とし、ICT環境を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協調的な学び」の一体的な充実を図るとともに、こどもたちの「生きる力」の確実な育成に取り組むこと。また、サニーベール市との交流事業をはじめとした国際交流事業の推進に取り組み、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図り、高等教育支援と就学支援を行い、未来を担う人材の育成を図ること。」とし、基本施策として、「未来を担うこどもを育むための子育て支援の充実」及び「確かな学力と豊かな心を育む教育の推進」を掲げ、推進すべき主な取組とそれに関する目標達成指標を示しております。

38ページをお願いいたします。「基本目標Ⅲ 健幸で魅力あふれるまちづくり」につきましては、数値目標を老年人口と社会増減数としております。

基本的な方針を「本市のまちづくりの中核に位置づけられている、すべての人が健康でいきいきと笑顔で暮らせる『健幸都市』の実現に向け、フレイル予防をはじめ各種施策を展開するとともに、心豊かでいきいきと暮らせる健康長寿社会の形成に取り組み、本市の特性である医療の集積を活かし、医療・介護・福祉の総合的な連携による地域の包括的・重層的な支援体制の構築を推進すること。また、本市と福岡・北九州都市圏との恵まれたアクセスを活かし、主要鉄道駅やバスターミナルの交通結節機能の強化や、交通結節点と都市機能施設、観光交流施設、市内各地域を結ぶ交通ネットワークの強化を図り、各地域の生活利便性の向上を図るため、拠点連携型都市を推進すること。

併せて、本市の魅力を効果的に発信するシティプロモーションを推進するとともに、交流人

口拡大に向けた観光振興から関係人口への発展、移住・定住化の促進に向けた取り組みを進めること。さらに、地域住民が、自治会やまちづくり協議会などの地域団体の役割や活動に対し、親近感や興味を抱く周知啓発活動に積極的に取り組み、持続可能で活力ある地域コミュニティを醸成するとともに安全・安心の協働のまちづくりに取り組むこと。」とし、基本施策として、「健幸で多様な暮らし方を支えるまちづくりの推進」及び「魅力あふれる地域づくりの推進」を掲げ、推進すべき主な取組とそれに関する目標達成指標を示しております。

なお、それぞれの基本目標に関連する主な取組を推進するための個別事業については、別添資料1－3に掲載しています。説明は省略させていただきます。

以上が素案の説明となります。

次に、本素案に関する市民意見募集につきまして、資料1－4を御覧ください。

資料に記載の内容で、11月11日から12月2日までを期間といたしまして、市民意見募集を行うこととしております。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。